

令和6年度 第1回小樽市環境審議会

令和6年8月20日(水)午前10時00分
小樽市役所消防庁舎6階 講堂

1 報告事項

- ① スケジュールについて
- ② 前回からの変更点について

2 審議事項

- ① 第2次小樽市環境基本計画（案）について

3 その他

<配布資料>

- **資料1** 第2次小樽市環境基本計画策定スケジュール
- **資料2** 前回小樽市環境審議会からの進捗状況
- **資料3** 前回審議会における審議会意見について
- **資料4** 前回審議会からの主な変更点（第1章～第4章）
- **資料5** 第2次小樽市環境基本計画（案）
- **資料6** 第2次小樽市環境基本計画【概要版】（案）
- 【差替資料】（当日配布）

3 審議会委員

出席（9名）

会長	八木宏樹	委員	岡田峰子
委員	古賀るみ子	委員	斉藤啓一
委員	斎藤 仁	委員	坂本啓典
委員	土田美也子	委員	檜垣直幸
委員	美坂 正		

欠席（6名）

副会長	福原朗子	委員	小田桐三恵子
委員	川崎太志	委員	菅原浩嗣
委員	湊 晃一	委員	山城栄太郎

傍聴者（なし）

◎開 会

○事務局

みなさんおはようございます。本日はお忙しい中御出席していただき、誠にありがとうございます。只今から令和 6 年度第 1 回小樽市環境審議会を開催させていただきます。本日、司会を務めさせていただきます、生活環境部の武田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議ですが出席委員が 9 名ということで、委員 15 名のうち過半数が出席をいただいておりますので、小樽市環境審議会規則で定める会議の成立要件を満たしておりますことを御報告させていただきます。

それでは初めに、小樽市生活環境部長の佐藤靖久より御挨拶を申し上げます。

○生活環境部長

おはようございます。生活環境部長の佐藤と申します。令和 6 年度第 1 回小樽市環境審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本年 3 月に開催いたしました環境審議会におきましては、第 2 次小樽市環境基本計画（案）について、ワークショップやアンケート結果から得られました市民の皆さま方の御意見、小樽市の環境における現状や課題、そして、本計画の要となります「望ましい環境像」や「基本目標」について整理をすることができました。

本日は第 2 次小樽市環境基本計画（案）に係るパブリックコメントを実施する前の最後の審議ということで考えてございますが、前回御審議いただきました「望ましい環境像の実現」や「基本目標を達成するための施策」に加えまして、本日は「気候変動への適応」についてお示しをさせていただきたいと考えております。

特に、本市の環境に関する軸となる施策につきましては、市民・事業者そして行政がこれから何をすべきか示す本計画の柱となりますので、忌憚のない御意見・御提言を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではありますが、開催にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(1) 報告事項① 前回からの主な変更点

～事務局より、**資料 1**、**資料 2**を用いて説明～ （午前 10 時 2 分～）

○事務局

それではこれより議題に移らせて頂きます。環境審議会規則の規定によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、以降の進行につきましては八木会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

○会長

おはようございます。スムーズな進行を努めさせていただきますので、御協力をお願いいたします。では、お手元の次第の[2 議題]の[(1) 報告事項]の[① スケジュールについて]、それから[② 前回からの変更点について]、二つ一緒に事務局より御説明をお願いします。

○事務局

小樽市の生活環境部の由井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて御説明したいと思ひます。本日お配りいたしました資料1を御覧いただきたく思ひます。こちらの方に随時資料は画面にも掲示させていただきたく思ひます。

資料1「第2次小樽市環境基本計画 策定スケジュール」についてですが、左側グレーになっているところの振り返りというところで御説明させていただきますけれども、前回までに開催された審議会についてですが、左側の「第1章 計画の基本的事項」から「第4章 望ましい環境像と基本目標」を御審議いただきまして、市民と事業者のアンケート結果の報告、あと、ワークショップについて報告させていただいております。

一度、資料2を御覧いただきたく思ひますが、こちらが前回会議からの環境基本計画の進捗状況になります。第1章から第4章につきましては、審議会などの意見を踏まえた修正、時間が経過しておりますので統計データの更新、ページ数の調整がありましたのでボリューム調整などを行っているところでございます。また、先ほど部長の方からお話ありましたが、「第5章 施策の展開」、「第6章 気候変動の適応」、「第7章 計画の推進体制と進行管理」あと「資料編」、今回御審議するのはこの部分ということになっております。

再度、資料1に戻っていただき、今回の審議会の審議内容を修正させていただいた上、9月下旬から10月中旬にかけて30日間、計画案に対するパブリックコメントを実施する予定となっております。パブリックコメントでは市民の皆さまから御意見などありましたら、11月頃になりますけれどもパブリックコメントに対する回答及び計画の修正案を再度審議会の委員の皆さまに、日程の都合上、おそらく書面になる可能性が高いのですが、お諮りする予定となっております。そのため審議会の委員の皆さまにつきましては、当審議会で計画素案に対する御意見をいただければという風に考えております。その後、最終整理を行った後に12月下旬頃になりますけれども、審議会に諮問いたしました小樽市環境基本計画（案）に対する審議会からの答申を行っていただくこととなります。その際は八木会長と福原副会長には、市長への答申の御対応をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。小樽市環境基本計画に関連する審議会の対応は答申で終了となりますけれども、その後、推進会議、1月中旬頃に市長決裁を経て3月末に完成となる予定でございます。資料1と資料2の御説明が以上でございます。

(1) 報告事項② 前回からの変更点について

～事務局より、資料3、資料4、資料5を用いて説明～ （午前10時6分～）

○事務局

続きまして資料3を御覧ください。こちらは、前回の審議会における御意見及び対応について一覧としてまとめております。大型モニターの方に前回の計画のページ、それと今回修正した新しいページと両方を比較できるように画面で表示をさせていただきたく思ひますので、御覧いただければと思ひます。

まず連番の1、今回お配りしました25ページについて、「地球環境」の中で、いわゆる温室効果ガス削減に関する緩和に関することが主に記載されており、適応に関する情報も必要であるというような御意見がありましたので、この適応に対する部分ということで(3)エネルギーの前に(2)気候の現状、例えば年の平均気温・降水量そういういったものを情報として追記させていただいております。

次に連番の 2、皆さまにお配りした 58 ページの部分について、(4) 市民意識の「環境学習・環境活動に対する満足度」の結果ですけれども、以前お配りしていました計画の中では「満足度などの割合は大きな変化はありませんでした」というような記載でしたが、審議会から「満足度が大きな変化が無いというよりも、満足度が著しく低いというのが問題である」との御意見がありましたので、満足度の割合が著しく低いこと、あと関心を高めていくことが必要であるという内容に修正しているところでございます。

次に連番の 3 の 61 ページについて、こちら事務局の表記が悪く、環境に対する満足度・重要度に対する調査結果の左上の数字が 1 をオーバーしていたものですから、こちらの図の縦軸を修正しました。

次に連番の 4、61 ページ、63 ページのグラフの満足度を表現するところですが、こちらの環境に対する満足度・重要度、及び環境に対する充実希望度・重要度の丸の部分の色分けの表記とか数字の表記が分かりにくいということでしたので、下の表も合わせまして整理して見やすいようなかたちで、整理しているところでございます。

次に連番の 5、68 ページについて、こちらの「望ましい環境像」の中で「みんなで学ぶ」の項目で、一番上になりますけれども、学ぶレベルに留まっているため実践も盛り込んだ方が良くとの御意見をいただきましたので、文章を「一人一人が主体的に行動すること」というようなかたちで、修正させていただいております。

次に連番の 6 番、68 ページについて、こちら「未来につなぐ」と「地球にやさしい」ですね、「未来につなぐ」が上から四つめの項目「地球にやさしい」がその次の項目になりますけれども、こちらと「歴史と文化」、「美しいまち」上から三つめと一番下の項目になりますけれども、この内容が重複しているとの御意見がありました。こちらにつきましては、一部重複している内容があり精査したところですが、キーワードが示す主旨が異なるのでこのままということとさせていただきます。「地球にやさしい」の部分につきましては未来へ引き継いでいくという部分は項目が似ているので、この部分を削除させていただいたところでございます。

次に連番の 7 番の 68 ページについて、こちらは「基本目標 5 良好な生活環境を維持し、快適で安心して暮らせるまち」の内容が望ましい環境像のどの部分にあたるのか分かりにくいいため、「美しいまち」を「美しく安心して暮らせるまち」などとするのはどうか、との御意見がありました。が、「美しいまち」は景観や優れた自然、水や空気がきれいなまち、緑化などと広い意味をもたせるため、そのままとしておりますけれども、基本目標 5 の内容が含まれていることが分かるように説明文を修正したところでございます。

次に連番の 8、69 ページ、こちらの 4 番の社会環境の「歴史的文化的な遺産の保全」というところがありまして、歴史的・文化的な遺産は保全だけではなくて活用も重要であるという御意見をいただきましたので、ここは御意見どおり保全・活用と修正させていただきました。

次に連番の 9 の 69 ページ、こちらの基本目標 5 生活環境について、以前の計画では大気・騒音・水質・悪臭などの保全対策という表記でしたが、騒音・振動・悪臭は保全するものではないという御意見をいただきまして、そのとおりでございましたので、大気・水質の保全と騒音・振動・悪臭の対策と御意見どおりに修正させていただきました。

次に連番の 10、70 ページ、元の施策体系は「テーマ 1 地球環境 ゼロカーボンシティの実現と気候変動に適応するまち」とありまして、気候変動に適応するまちというのが計画の柱を厚くしたり分かりやすい柱があると良い、との御意見をいただきま

したので、施策の柱を「1-2 気候変動の適応策の推進」と入れることで、適応策の柱となるように定義したところでございます。

以上で資料3の御説明、こちらが前回審議会で御意見いただきました内容の修正削除等の内容について、御説明させていただきました。

次に資料4、資料5を御覧ください。こちらにつきましては、審議会の御意見のほか、市役所の庁内議論や事務局で判断した変更点ということになります。主には国の動向の更新、計画の冊子のページ数に限りがあるものですからその調整をするために、個別の説明やグラフの表を削除するなどのボリューム調整を行ったものでございます。

まず資料4の連番1につきましては、第1章になりますけれども、こちらの説明文の中に国の環境基本計画について触れている部分がありまして、こちらは令和6年5月、今年に入ってから国の方でこの計画を第5次から第6次に改定しておりますので、国の方向を更新したというふうにしております。

次に連番の2、第2章1環境を取り巻く社会動向というところですが、こちらに動向ということで循環型社会形成推進基本計画や食品ロスの削減の推進に関する法律、あと、プラスチックに係る資源循環促進法に関する法律、そういった内容を記載していましたが、こちらは内容を精査しましてボリューム調整のため削除させていただいております。

次に連番の3でございます。こちら向かって左側、小樽市の取組としてエコアクションプログラムやエコガイドの配布というのを記載していましたが、これは動向ではなくて取組ではないかというご指摘がありましたので、削除しております。

次に連番の4、第2章2小樽市の概況の(6)土地利用の項目と(7)交通の部分について、土地利用に関しましては主に地目別面積、交通に関しては自動車保有台数の推移を記載しておりましたので、ページ数の関係もありましたので削除させていただいております。

次に連番の5、第2章小樽市の概況について、前計画、皆様にお示しした時には市内のバスの年間の乗車人数の推移とJRの年間の乗車人員ということで二つに分けたグラフを記載しておりましたが、こちらにもボリューム調整の関係で一つの表にまとめて表記することとしています。

次に連番6番の第3章1地球環境の(2)気候の、適応の気候変動の状況を把握するために追加しました。先ほど審議会で御意見がありました部分で、こちらは先ほど言った降水量や気候を追加したというところがございます。

次に連番7、第3章1地球環境の(2)エネルギー③再生可能エネルギーというところで、こちらに再エネの導入ポテンシャル、既存設備、計画設備、再エネ導入可能量のグラフを掲載していましたが、こちらにもボリューム調整のためと温暖化対策推進計画にも掲載があるので削除させていただきました。

次に連番の8、これも第3章1地球環境の部分ですが、以前は(3)酸性雨ということで酸性雨の記載を書かせていただいていたけれども、硫酸化合物と窒素化合物といった大気汚染物質が要因となることが理由のため、1の地球環境ではなくて2番の生活環境(1)大気汚染の場所に、ページ数の関係上縮小して記載しました。

次に連番の9、第3章1地球環境の(4)オゾン層の破壊、こちらにつきましても以前の計画につきましてオゾン層の破壊について記載しておりましたが、フロン類の適正な回収、処理の推進を図ってきており、オゾン・フロン類を含めた温室効果ガス排出削減に向けた取組として個別の温暖化計画で推進しているため、環境基本計画からは削除させていただきます。

次に連番の10、第3章2自然環境の(3)海岸についてですが、以前は海

岸の種類と写真を掲載させていただいておりましたけれども、こちら環境基本計画の内容とボリューム調整の関係で、写真は削除させていただきました。なお、小樽市の主な海岸や河川、こちらの方はそのまま残しているところがございます。

次に連番の11、35ページについて、こちらの(4)保全地域などの部分で、鳥獣保護区について記載がありますが、鳥獣保護区についての説明文が無かったことから、こちらの方に鳥獣保護区の説明を追記しているところがございます。

次に連番の12番、第3章2自然環境の(5)植物及び(6)動物の貴重種や外来種などの一覧を記載していましたが、文章の構成上長くなるため、こちらは資料編に一覧を移させていただきました。ただし、ここの部分に植物とか動物の写真を残した方がいいとの声もありましたので、写真は少し残して調整しているところがございます。

次に連番の13番、こちらの4社会環境(3)景観(4)歴史的・文化的遺産の、こちらに掲載しておりました地図の部分ですけれども、担当課から地図を載せるよりも建造物の写真を載せた方が見やすいという意見がありましたので、こちら新しい方につきましては建造物の写真の方を少し増やして調整しております。

次に連番の14番、第3章5生活環境の(1)大気、いわゆる大気汚染のデータを掲載していましたが、こちらは皆さまご承知かもしれませんが「小樽市の環境」というような冊子で環境の汚染の部分掲載しておりますので、このデータは今回削除させていただきました。ただしそのデータというのが何かしらのかたちで見えるように、新しくページの下に、コラムとして小樽市の環境の中のホームページに入っていたければ大気の状態は確認できますよ、というようなかたちで整理させていただいております。

次に連番の15、こちらの(2)水質の部分ですけれども、こちら先ほどの大気の部分と同様に河川のBODの推移を小樽の環境の方で掲載しておりますので、こちら大気と一緒に整理させていただいたところがございます。

次に連番の16番、(3)騒音・振動・悪臭に関する環境基準などは、こちら市ホームページで公表しておりますので、削除させていただきました。こちらの部分につきましては、削除はしましたが、最終調整でページ数が間に合えば、資料編の資料を載せるかどうかということで調整させていただいているところがございます。

次に連番の17番の悪臭規制区域、こちらにつきましても騒音と同様に資料編に移行できそうな部分ありましたら移行させていきたいと考えております。

最後になりますけれども、連番の18、現ページで言いますと59ページになりますけれども、こちらの環境に対する市民の満足度・重要度ですけれども、こちら順番が逆でありましたので、見開きで掲載した方が見やすいということでページ数を入れ替えるようなかたちで整理しております。資料3、資料4の説明は以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から[①スケジュールについて]、それから[②前回からの変更点について]と一緒に御説明いただきました。何か御質問等ございますでしょうか。ちなみに今説明があったところは前回協議して、その後色々な方の意見を参考にして修正をしたというところです。まだ、今日の議論の中身ではございません。

○A委員

いいでしょうか。資料4の連番9番のオゾン層の破壊を削除とありますけれども、オゾン層の破壊というのと温暖化というのは全く別個の現象であって、たまたまフロ

ンが同じ物質だったからってという理由で削除するっていう感じなんですけれども、これはどうなのかなと思います。やっぱオゾン層の破壊っていうのもひとつの重要な事項だと思うんですけれども。

○事務局

地球温暖化対策として別として、別のごみ減量推進課というところで自動車リサイクル法に基づきフロン回収の推進をしております、そちらで個別に推進しているということ、オゾン層の破壊自体もですね、他自治体の計画を見ても最近個別に特出して対策を掲載しているところも無いというところで、最近の動向とも外れるところがあるのかなと考えまして、今回のボリューム調整のために除外させていただきました。

○A委員

なるほど、なんかオゾン層破壊については軽視しているのかなという感じが。

○事務局

決してそういう訳ではありませんので。

○A委員

もしも、さっき資料編の方にまわす余裕のあるページ数があるっておっしゃっていたんで、だったらオゾン層の破壊が一言くらいあってもいいんじゃないかなと私は思っただけです。以上です。

○会長

よろしいでしょうか。その他、御質問ございませんでしょうか。無いようでしたら先に進めて参ります。

前回までは第4章の終わりまでを読んでいただいて、今日はメインのテーマといたしまして、第5章から施策の展開というところの中身を皆さんで御議論いただきたいと思います。それが審議事項の第2次小樽市環境基本計画（案）となるわけですけれども、これについて事務局から御説明お願いいたします。

(2) 審議事項① 第2次小樽市環境基本計画（案）について

～事務局より、資料5、資料6を用いて説明～（午前10時32分～）

○事務局

引き続き御説明させていただきたいと思います。まず資料5を御覧いただきたいのですが、資料5が本編で資料6これが概要版というようなかたちになっておりますので、よろしく御覧いただきたいと思います。御説明につきましては、本編の資料5を用いて御説明させていただきたいと思っております。

まず、第5章施策の展開ですが、まず73ページを御覧ください。こちらは施策の内容の見方としまして、以降のページのこういった構成で計画の方を記載しているかということを説明している箇所になります。

まず「基本目標とは」というところでは、施策の六つの分野であります「地球環境、自然環境、廃棄物・資源循環、社会環境、生活環境、環境学習・環境活動」これを、それぞれ基本目標を定め、「具体的な施策と取組」を設定した、ということと記載しております。

次にそれぞれの分野におきまして市民のアンケートを実施しましたので、「市民の声」について、あと「具体的な施策と取組」、あと「市民・事業者の取組指針」について説明をしているところがございます。なお、四角マークの二つ目ですけれども「具体的な施策と取組」というところがありまして、これにつきましては六つの基本目標を実現するために施策の柱を設定して、具体的な取組内容を掲げているところがございます。また数値化できる象徴的な取組につきましては、それぞれの施策の柱ごとに取組目標を定め、進捗状況を確認できるようにしております。計画策定時点で確認できる最新の値である令和5年度実績を基準値としておりますけれども、施策に関連する個別計画などがある場合はその数値を準用している場合がございます。

それではまず74ページ、こちらを御覧いただきたいのですが。こちらは「1地球環境」に係る施策の展開としまして、基本目標を「ゼロカーボンシティの実現と気候変動に適応するまち」としまして、その下に「市民の声」、75ページになりますが「具体的な施策と取組」というこういったつくりしております。75ページの「施策の柱1-1 小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】の推進」としまして、下に取組目標としまして、一番下の部分になりますけれども「市域の温室効果ガス排出量」と定めておりまして、基準値を温暖化対策推進計画【区域施策編】における基準年である平成25年度の1,351千t-CO₂とし、目標値を中間年である令和12年度までに温室効果ガスを672千t-CO₂にすると設定しているところがございます。

次に76ページになりますけれども、こちらは「施策の柱1-2 気候変動適応策の推進」としまして、こちらは取組目標や具体的な数値は設定せずに、第6章「気候変動への適応」に記載しております個別に定める適応策の取組状況の定性的な評価により確認することとしております。

次に「施策の柱1-3 その他の地球環境の保全」としまして、こちらは取組目標として「市事務事業の温室効果ガスの排出量」と定めており、基準値を温暖化対策推進計画【事務事業編】における基準年である平成25年度63,722 t-CO₂とし、目標値を温暖化計画の【事務事業編】と同じ中間年に当たる令和12年度までに温室効果ガスを削減目標である30,687t-CO₂と設定しております。

「1地球環境」についての説明は以上で、次に78ページの「2自然環境」に係る施策の展開としまして、基本目標を「豊かな自然と共生し、身近に自然の恵みを感じられるまち」としまして、79ページに具体的な「施策の柱」としまして「2-1 自然豊かな環境と多様な生き物の保全」としまして、下の部分になりますけれども取組目標として「森林整備面積」と定めており、基準値を令和5年度実績の51.52haとし、目標値を令和12年度までに基準値の51.52ha以上とすると設定しております。

次に80ページになりますけれども、「施策の柱2-2 自然とふれあいの確保」としまして、取組目標を「おたる自然の村入村者数」と定めており、基準値を令和5年度実績の14,933人としまして、目標値を令和12年度までに24,000人とすると設定しております。

次に82ページの「3廃棄物・資源循環」に関する施策の展開としまして、基本目標を「循環型社会を形成し、限りある資源を大切にすまち」としまして、次、83ページとなりますけれども「施策の柱3-1 ごみの適正処理」としまして、下の部分の取組目標として「不法投棄の監視パトロール頻度」と定めており、基準値を4月から11月、土日祝日を除く毎日としまして、目標値はこの頻度を継続するという意味で同じ頻度を設定しているところがございます。

次に84ページになりますけれども、「施策の柱3-2 3Rの推進」、3Rというのは具体的な施策のところに出てきています、ごみの発生抑制（リデュース）、ごみの再使用（リユース）、ごみの再資源化（リサイクル）このRを取って3Rの推進と

しておりますけれども、こちらの取組目標としてまず一つ目として「市民一人1日当たりの生活系ごみ排出量」と定めており、基準値を令和5年度実績の452gとし、目標値を令和12年度までにこれを下回るということで451g以下とすると設定しております。また二つ目として「ごみに関する情報の発信」、主に広報おたるでの発信というふうにしておりますけれども、基準値を令和5年度実績の年7件とし、目標値を令和12年度までに年12件以上とすると設定しております。

次に86ページになりますけれども、こちら「4社会環境」に係る施策の展開としまして、基本目標を「歴史・文化が自然と融合した美しいまち」としまして、87ページにありますけれども「施策の柱4-1 緑にふれあえ、水と親しめる空間の確保」としまして、取組目標として「市民参加による緑化関連の活動イベント開催数」と定めており、基準値を令和5年度実績の7回とし、目標値を令和12年度までに年9回以上とすると設定しております。

次にその下の部分の「施策の柱4-2 良好な景観の形成」としまして、取組目標として「歴史的建造物めぐりなどの啓発事業への応募件数」と定めており、基準値を平成29年度実績の165件とし、目標値を令和12年度までに180件とすると設定しております。

次に88ページの「施策の柱4-3 歴史と文化を生かした環境の保全」としまして、取組目標を「指定歴史的建造物の指定件数」を、基準値として令和5年度実績の79件としまして、目標値をこの指定件数を維持していくということで79件というふうにしております。

次に90ページの「5生活環境」に係る施策の展開としまして、基本目標を「良好な生活環境を維持し、快適で安心して暮らせるまち」としまして、91ページにありますが「施策の柱5-1 空気と水がきれいな環境の確保」としまして、取組目標として二つ別記しておりますけれども「大気と水質の環境基準値超過件数」と定めておりまして、基準値を令和5年度実績の0回、超過無しというところを維持していくということで、目標値を令和12年度までに0回とすると設定しているところでございます。

次に92ページの「施策の柱5-2 音や臭いが気にならない環境の確保」としまして、取組目標として「騒音の環境基準値超過件数」と定めており、基準値を、基準値超過を今のところありませんけれども令和12年度も維持していくということで0回ということで設定しております。

次に94ページの「6環境学習・環境活動」に係る施策の展開として、基本目標を「学びの機会があり、市民・事業者・市が協働して環境保全に取り組むまち」としまして、95ページになりますけれども、「施策の柱6-1 環境学習機会の推進」としまして、取組目標を「自然観察会の参加者数」と定めておりまして、基準値を令和5年度実績の122人、目標値を令和12年度の140人と設定しております。

次に96ページになりますけれども「施策の柱6-2 環境を保全する積極的な取組の推進」としまして、取組目標を「『街をきれいにし隊』などの参加人数」と定めており、基準値を令和5年度実績の11,638人とし、目標値を令和12年度までに12,600人とすると設定しております

次に「施策の柱6-3 環境情報の充実」としまして、取組目標として「環境保全に関する情報発信（広報おたるでの発信）」と定めており、基準値を令和5年度実績の年12件とし、目標値を令和12年度までに現状以上である12件以上とすると設定しております。

最後に各施策の取組目標につきましては、本編の98ページになりますけれども、98ページの方に一覧としてまとめております。[資料6](#)になりますけれども、概要版を見

ていただきたいのですが、概要版の8ページと9ページ、こちらにも基本目標と施策の柱、あと取組目標、目標値等をまとめておりますので、御覧いただければと思います。第5章の内容は以上となります。

続きまして第6章 気候変動への適応（小樽市気候変動適応計画）について御説明させていただきたいと思います。まず、本編の103ページ。こちらにつきましては、（4）計画の位置付けを御覧いただきたいのですが、この章は国が定める気候変動適応法第12条に規定されている地域気候変動適応計画の策定は、都道府県市町村に対し努力義務とされていることから、これに基づく個別計画として位置付けておまして、第2次小樽市環境基本計画に内包するものです。

次に下の方（5）計画の期間 ですけども、第2次小樽市環境基本計画の期間と同じ令和7年度から令和12年度の6年間とするものです。

次に108ページを御覧いただきたいのですが、108ページには「3気候変動の影響への適応策」について説明を記載しているところでございます。本紙の109ページ以降になりますけれども、こちらにつきましては令和2年3月に北海道が今後気候変動により予測されている影響をまとめた北海道気候変動適応計画というものがございまして、この中で小樽市に該当する分野・項目を記載しているところでございます。

次に109ページを御覧いただきたいのですが、こちらは、詳細は省略させていただきませんが、このページ以降は農業・林業・水産業、110ページには水環境・水資源、産業・経済活動、111ページには自然生態系、112ページには自然災害・沿岸域、113ページには健康、114ページには国民生活・都市生活の分野で、それぞれ予想される影響等と適応策を記載しております。特に適応策につきましては、市の関係部署と情報共有すると共に連携強化を図りながら、着実かつ総合的に推進してまいりたいと考えております。第6章の内容は以上です。

次に第7章の計画の推進体制と進行管理について御説明させていただきます。こちらにつきましてはまず116ページを御覧いただきたいのですが、こちらの本計画が実効性を深め着実に推進していくための体制整備について記載しております。117ページを御覧いただきたいのですが、こちらは本計画をPDCAサイクルに基づき、次のページになりますけれども、年度ごとに計画の全体の点検と評価を行って公表していくというようなことを記載しているところです。

最後に119ページ以降の資料編につきましては、小樽市環境基本条例などの関連するものと共に、用語集などを記載しております。事務局からお詫びなんですけれども、**資料6**の19ページになりますけれども、こちらの19ページの下の方に計画の進行管理というお題目が二つ続いているようなかたちになっております。画面上で言うところなんですけれども、**資料6**概要版の19ページ、こちらの下部分をですね評価の公表というふうに修正させていただきたいので、修正漏れでございましたので、お詫び申し上げます。第5章から資料編までの説明は、以上となります。

（午前10時49分～）

○会長

ありがとうございました。只今、事務局から「第2次小樽市環境基本計画（案）について」第5章以降ですね、御説明ありましたけれども、何か御質問御意見等ございますでしょうか。

○A委員

まず 80 ページの取組目標で、おたる自然の村の入村者数が基準値として入っていますけれども、この数というのは入村した市民の数ですよ。おたる自然の村は、小樽市民以外の人が入ることが可能ですよ。その場合は。

○事務局

入村者数を市民と市民以外で分けて統計を取っているわけではないので、この数字って言うのは市外の方も入っている数字にはなっています。

○A 委員

ですよ。だから今オーバーツーリズムなんていう話があるので、外国人がたくさん入ってきて数値が跳ね上がるっていうこともあるのではないかなと、ふと思ったんですよ。

○事務局

そうですね。なかなかこの取組目標の数値っていうのがなくて、事務局と庁内で意見交換した結果、おたる自然の村入村数、今の御意見ももちろんそうだと思うんですけども、なかなか該当する指標が無いということで、この指標を設定させていただいたということで、御理解いただければと。

○A 委員

わかりました。次、84 ページと 96 ページの取組目標に広報おたるでの発信というのがかっこ付けで書いていますが、私の記憶に間違いがなければ、広報おたるってというのは年間 12 回しか発行されませんよね。目標値が 12 回以上になっていますが、この以上ってというのは一体どこから出てくるのかなと。

○事務局

広報おたるに毎月載せるほか、違う分野にも載せたいという意向がありまして、12 件以上というふうにしております。

○A 委員

じゃあこれ広報おたるでの発信って書いていて、「など」での発信って、などを付けた方がよろしいのではないのでしょうか？

○事務局

説明が悪かったですね。広報おたるの中で 2 か所掲載する時もあるので、12 件以上。

○A 委員

それも 12 件以上になってしまうのですね。じゃあ例えばその月になんか 12 か所あった場合、12 件達成とかできちゃうってということですよ？

○事務局

まあそうですね。ひと月の中で 12 件っていうのは難しいとは思いますが、2 件程度だったらできる可能性がありますので、そういう意味で 12 件以上ということ。

○会長

すいません。8 月号に 2 か所載せた場合は、それを 2 件とカウントするというので

すか。

○事務局

そういうふうを考えております。

○A委員

そのカウント方法っていうのはインチキっぽく感じるんですけども。

○会長

僕もまた、臨時増刊もありうるという解釈で、例えば何かあった時に特別号として臨時に発刊した時にも掲載するということであれば、それは13件14件になるのだと。そういうふうに解釈したんですけども。

○事務局

広報おたるは臨時号がなくて毎月発行が原則となっているので、我々の事務局の指標としてはそういう意図で記載させていただいていて。

○A委員

まあ、分かりました。次ですけども、91ページの取組目標で大気と水質の環境基準超過について書いていますが、水質のところでは敢えて小樽運河だけピックアップしたのはどうか。河川は考えなくていいのかなと思ったのですが、どうでしょうか。

○事務局

小樽市内は環境基準が設定されている河川が無く、水質の環境基準が設定されているのが海域の小樽運河になりますので、そういう関係で小樽運河に限定して設定しております。

○A委員

分かりました。次、109、ここ以降に現在影響がある場合のものと将来予測が書いてありますが、よく読んだら良い面と悪い面と二種類ありますよね。ここら辺が混ざって入っているので、分かりにくい気がします。やっぱ良い面は活かそうっていう発想でいような気がする。

○事務局

確かに仰るとおり、良い面もあれば悪い面もありますが、この気候変動計画につきましてはどちらかというと適応していくものなので、言葉は悪いんですけども、良いものも悪いものもうまく自然に適応していくようなかたちで、最終的に。

○A委員

そのとおりではありますが、良いものはもっと有効に使って、悪いものはなんとか緩和するというのが本来の趣旨だと思うので、種類分けはしてもいいかなと思いました。次、116ページ、この図の中に各主体の市民と事業者から意見を出すという矢印がありますが、ちなみにこの意見を出す手法はありますか。市民はどうやって意見を言えいいのかなって。

○事務局

市民の方がこの環境基本計画に対して意見を言う場が無いということですか。

○A委員

意見を言うツールや方法って、今考えたらあったかな？って。

○事務局

答えが間違っていたら申し訳ないんですけども、環境基本計画のこれまでも取組目標の数値的なものっていうのは市のホームページで公表しているの。

○A委員

公表はしますよね。

○事務局

それを見て市民の方をそのためだけに集めて御意見言ってくださいっていうのはちょっと難しいとは思っております。

○A委員

もちろんそれを見て皆さん意見は持つでしょうけれども、その持った意見をじゃあどこに出せばいいのか。どうやって出せばいいのかっていう話です。

○事務局

市のホームページから随時御意見メールというのもお受けしていますし、あと市長への手紙っていう制度もありますので、そういったかたちで市民の方から御意見を受けることは可能です。

○A委員

なるほど。そういったものをこの「意見」として書いているわけですね、

○事務局

あとは計画策定時にはパブリックコメントを実施しますので、その中での意見も含めた「意見」というふうに記載しています。

○A委員

基本的に随時意見を募集できる体制っていうのは、分かりました。で、最後、概要版を見たらこの10ページ以降の項目が単純に字を小さくして無理やり突っ込んだっていう感じがして。他のページはちゃんとなんかそれなりにピックアップしてまとめられているのに、このセクションだけ随分と適当だっていうイメージがあるんですけども。

○事務局

消せる項目が無く、なるべく事務局として見やすくはしたつもりなんですけれども。概要版でも各政策は見れるように、こういうかたちにさせていただいたっていうことで、御理解いただければと。

○A委員

私は理解しますけれども、果たしてこれを見た市民が納得するかどうかですよね。今後のパブリックコメントで、市民がこれを見てうんざりして手に取らないんという危険性が無いかと、ふと思いました。以上です。

○会長

パブコメは概要版の方も対象になるのですか。

○事務局

はい、概要版も合わせて。

○会長

分かりました。それからA委員の御意見で116ページの図に対して御意見がありました。116ページの図が変更するという事で後から事務局から御説明があります。その他の御意見御質問ございますでしょうか。

○B委員

109ページの農業・林業・水産業の適応策のところなんですけれども。これ質問なんですけれども、予測される影響としてはマイナス面だけじゃなくて、例えば「果樹栽培に適した地域の拡大」も入っていて、適応策として一つ目が「農作物被害の回避・軽減対策に対して支援を検討します」ってありますが、例えば新しい作物の導入とかの支援について市の施策として検討しないのかなというのの一つ。

海の生き物で言うと、ここ、藻場造成とは書いてあるんですけど、今、ホタテ貝の養殖って盛んですが、それも水温が上がると適した種類が変わってくる可能性があって、新たな種の養殖を支援するようなことも検討できないのかなって思いました。

○事務局

今、考えられる適応策ということで、ここに記載してありまして、気候変動の影響というのはもちろん御存知のとおり、これからどういうふうに変わっていくかというのがありますので、今いただきました意見につきましては担当課と相談しながらですね、ここに含める含めないというよりはですね、取り敢えずそれをやっていけないものだっていう認識はございますので。記載がないものは適応しないというわけではございませんので、その辺は御理解いただければと思います。

○会長

よろしいでしょうか。今のB委員の質問に関連して、私も同じところ見ていましたが、109ページ同じページですね。一番下の水産業の中のさらに下の増養殖などというところありますよね。そこで「海洋の酸性化による貝類養殖への影響」という文言がありますが、この貝類養殖はホタテ貝のことを指すのだと思いますが、海洋の酸性化って無いと思いますけれどもいかがでしょうか。要はホタテ貝が住んでいるところは弱アルカリ性で、例えば酸性雨が降ろうが水温が上がろうが海洋ってでかいですから酸性に向かうことは無いと思いますけれども。

○A委員

いや、確かありますよ。大気中の二酸化炭素の分圧が上がっていますので、二酸化炭素は大量に海水が取り込んでいっていますので、それで実際海水が酸性化して、確か珪

藻類が死滅しつつあって、らん藻類ばかりになっていると聞きました。

○会長

陸上ではあるんですけども、海洋で二酸化炭素が増えてもそれは藻場が吸収してくれるので、8.2から8.4くらいの弱アルカリ性を、酸性の7以下になるっていうことはまずありえない。B委員どうですか？

○B委員

実際ですね pH が下がるという予測はされていて、そのことを海洋酸性化と言うことが結構多いですね。

○会長

それをもって酸性化とする？

○B委員

実際に酸性に傾くことはあり得ないんですけども、pH が下がる現象を酸性化と呼んでいる場合は結構ありますね。

○会長

8.3が8.2になるとか？

○B委員

ええ、そういう現象のことが予測されていて、貝類のような炭酸カルシウムで体を構成する生物は、成長に影響が出るんじゃないかという予測もあります。ただ、そんなに近い将来大変な影響があるかというのと、そこまで無いんじゃないかなと思うところですね。

○事務局

この表記っていうのは、北海道の計画で小樽に該当ありそうなものを引っ張ってきていて、小樽市が特別に作ったものではないので、逆に言うんですけど、専門家の方にここは除いた方が良くどうかっていうのを御判断していただければ、事務局としてはありがたいな、というところなんですけれども。いかがでしょうか。

○B委員

私はあっても良いかと。

○会長

酸性化が進んでホタテ貝に影響が現れるっていうのは、遙か先の話だと思うんですけど。

○B委員

ただ、既に起こっている現象としては水温の高さが今ホタテ貝にとってはかなり厳しくなっていて。そっちの方がずっと影響が大きいです。

○事務局

お話の途中なんですけれども、本編の138ページと139ページを御覧いただきたい

んですけれども。こちらの構成としまして、こちらが北海道の気候変動による影響評価っていう北海道が作った表なんですけれども、これを小樽に対応してくるようなものを転用してきているという構成になっていまして。139 ページの上の方に、水産業の「回遊性魚介類」と「増養殖等」のところの予測される影響等のところに「海洋の酸性化による貝類養殖への影響」っていうのがあったので、これで我々素人かもしれないんですけれどもホタテ養殖とかあったので引っ張って掲載した、ということなので。ただ会長やB委員の様な専門の方がこれは無くていいんじゃないということであれば、削除させていただきます。

○会長

削除すると言うよりもB委員が仰ったように、水温上昇による生息への影響とか悪い方面でもっと出てきますよね。それからもっと深刻な問題が、水温上昇によってホタテ貝が毒化する、貝毒プランクトンの増殖、それからここ10年くらいで問題になっている赤潮の発生、北海道に無かったものが出てくるっていう方が遥かに大きいので、アルカリ性がちょっとだけpHが下がるっていうのは遥か先の話で、それよりも大きなものを抜けたところに、大した問題では無いこれを書いてあるっていうところが問題じゃないかなって言うふうに考えます。専門家のB委員から。

○B委員

ここに無いことを書けるのであれば、そういうことを書いた方が良くと思います。

○事務局

検討してみます。

○C委員

一つ細かいところなんですけれども、75 ページの目標値の下に「※基準値から」というの、ここだけ入っているんですけれども、何か意味があるのでしょうか。ほかには基準値って全部入っていないんですけれども、ここだけ基準値って。

○事務局

こちらはですね、基準値から何パーセント削減という表現を追記したものだだったんですけれども、すいません、表の構成の関係上「基準値から」以降の言葉が切れてしまっていて、修正させていただきます。

○C委員

あと単に書き方の問題なんですけれども、緑のふれあえって言う。緑とふれあえ、なんとかって言う。87 ページですね。ここだけ施策の柱のところに点「、」が入っていて、私の見方なんですけれども、「緑にふえあえ」ってすごく命令されているように読んじゃったんで。これ別に点無くてもいいような気がするんですけれども。それか「緑にふれあう」とか、下にふれあいて書いてるんで、たぶんそれにしたと思うんですけれども。

○事務局

表現を検討させていただきたいと思います。

○C委員

あとさっきのB委員が仰っていたんですけれど、水のところ、渇水の恐れがあるみたいなところがあるんですけれど、現状あんまり無いような気がするんでこれも取っちゃった方がいいかなって個人的には思うんですけれど。水資源のところ、110ページ。渇水が長期化っていうあたりも、検討した方が。小樽に関しては検討した方がいいかなって。っていうか逆に水の方は心配ないんじゃないかって個人的には思っているんですけれど。項目的に抜けないんだったら、別にそのまま載せてもらってもかまわないんですけれど。

○事務局

こちらも検討させていただきたいと思います。

○会長

御検討いただけるということで。その他、御質問ございますでしょうか。御意見でも構いません。

では、一委員としての意見なんですけれども、98ページダイジェストで載っかっているんで98ページ見ていただければと思いますが。目標値、これは言葉だけの問題なんですけれども。例えば、良いものは増やす悪いものは減らすというのが目標値で掲げられているんですが、例えば生活環境というところだと0件が0件ということで、通して読んでいくと何もしないのかという印象を受けるんですよ。御説明聞いたりちゃんともものすごく詳しく読んでいくとちゃんと分かるんですけれども、ここの書きぶりなんですけど、現状を維持するという意思を入れた言葉を加えることは不可能なんじゃないかな。さっき委員の方からも御意見あったんですけれども、家庭ごみを452gから451gに減らすっていう、これ通して読んでいくとやっぱり1gしか減らさないのかっていう。7年かかって1gしか減らさないのかっていう印象を受けかねないんですよ。だからここも例えば、「現状より減らす」っていう意思を入れた方がよろしいんじゃないかなと感じますけれども、いかがでしょうか。

○事務局

ここは表現方法ですね。逆にですね、庁内会議で維持って書いたらそれは数字にした方が良いついていう御意見があったので。例えば工夫として、0件の下に「現状維持」とかですね。

○会長

「現状維持」だと意思が入ってこないんですよ。「現状を維持する」という固い意志を入れてほしいんですけれども。

○事務局

その辺、表現方法を検討させていただきます。

○会長

よろしくお願ひいたします。その他、御意見御質問等ございますでしょうか。ここで、今日、欠席されております副会長からも御意見いただいておりますし、その中に先ほど私ちょっと触れましたけれども、図ですね。A委員からも御質問がありました、116ページの図を検討しているということになりますので、事務局から御説明お願ひいたします。

(午前 11 時 16 分～)

○事務局

福原副会長からですね、事前に審議内容の御説明させていただいた上で、いくつか御意見いただいておりますので、報告させていただきます。その内容につきまして、事前に御意見いただいていたので事務局の方で対応案を作成しておりますので、配布させていただきたいと思っております。

それでは、まず一点目としまして、本編中に小樽市の環境に関する市民及び事業所のアンケートのグラフっていうのが、ところどころ出てくるんですけども、その中で例えば 74 ページ。市民の声の対する割合っていうのを棒グラフで表しているんですけども、いわゆる回答数が記載されていないので統計上の信頼度という観点からも記載した方がよろしいということで御意見いただいております、こちらの手元にお配りした資料にも書いてありますけれども、(n=何件)というかたちで今まで書いていなかったんですけども、全て表記するようなかたちで対応させていただいております。

更にそのグラフの下の方に、小樽市の環境に関する市民及び事業所のアンケートの概要に該当するページも追記した方がよろしいというような御意見がございましたので、こちらグラフの下の方に資料編の該当するページを記載させていただいております。資料編の方につきましては、該当するページ 125 ページになりますけれども、こちらに市民アンケートとかの概要はこちらですよっていうのを書かせていただいております。更に見やすくするために、こちらのアンケートの下の方にそのアンケートはこの QR コードを開けばそのページに行けるよっていうような項目も追記させていただいた、というようなところでございます。こちら同様の修正が 31 ページ 41 ページと、市民アンケートのグラフのところに出てくるものですから、全て同様なかたちで修正させていただいたというところでございます。

次に本編の 98 ページ御覧いただきたいんですけども、98 ページの基準値のところなんですけれども、基準値の数値の下にですね何年度実績って全部実績が入っているのが見にくいというようなご指摘がありましたので、お配りしている資料にもあるんですけども、「基準値」の下に「(基準年度実績)」というのを入れて「実績」を削除するようなかたちで、表を見やすくするようなかたちで対応させていただきました。

最後に先ほど御意見ありましたけれども、本編の 116 ページについて、こちらの推進体制の図なんですけれども、この計画を推進するうえで一番中心となるべき市民と事業者が一番右下にいるのはどうなんだろうというような、小樽市長と審議会が市民より上に見えるというような御意見がございましたので、以前の 1 次計画の図に戻したかたちになりますけれども、皆さんにお配りした資料の 116 ページになりますけれども、こういったようなかたちで修正させていただきました。併せまして、公表の仕方のところですね、この図が分かりづらいというのがありましたので、こういったかたち、これは 1 次計画の図と一緒になんですけれども、まとめたんですけども分かりにくいということでしたので、表現するようなかたちで修正させていただきたいと思っております。以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。今配られた資料が事前に皆さまにお配りした資料の差し替え資料となると。

○事務局

そういうことです。

○会長

であればですね、今配られた資料の 116 ページ、まさにこの図、これ概要編ですけれども、こっこの図ですけれども、環境審議会と各主体、各主体は市民と事業者ですね、この間にも繋がりはあるんですけれども、要は環境審議会からアンケートというかたちで実際やってますし、アンケートで意見を環境審議会の方に市民・事業者いわゆる各主体から環境審議会へ意見ということで意見という矢印が抜けているんですけれども、どうでしょうか？概要編の方はまさにこの通りだと思います。

○事務局

修正するようなかたちで。

○会長

修正ってどうか、御検討ください。より良い方向でお願いいたします。

その他、御意見御質問等ございますでしょうか。無いようですと、更に細かい語句の修正だとかってというのは事務局の方にお任せしていただくということで。予定としましては、次回の定例で全部が出来上がって来るんですね。それを皆さんに見ていただいて、文章によって意見徴収するということで完成に近づいていく、ということですね。

○事務局

次のパブリックコメントの時期によっては、定例でお示しできない可能性もありますので、その際は定例明けにいつもの小樽市の環境とかですね、そういった内容を審議していただいて、その後に書面開催というかたちになる可能性もありますので、その辺御了承願えればと思います。

○会長

ということで、次回皆さん今日の御意見も踏まえて最終案をおおよそ書面でお示しして、もう一度書面で意見を言う機会がありますということになります。言い忘れていた意見御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。無ければ議題を進めて参ります。

(午前 11 時 25 分～)

○会長

「3 その他」についてですけれども、まず皆さんから御意見御質問等ございますでしょうか。同じく「3 その他」、皆さんから御意見無ければ事務局からよろしいでしょうか。

○事務局

事務局からその他としまして、次回の審議会の予定及び委員の任期につきましてご連絡させていただきます。次回の審議会ですが、先ほどちょっとお話しましたけれど、小樽市の環境などを御審議いただくため、11 月上旬を予定しておりますので、早めに日程の方はお知らせしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。また審議会の一部の委員の皆さまを除きまして、来月 9 月 30 日で任期の満了を迎えることになるので、委員の変更の可能性がございますのでよろしくお願ひします。なお、団体様の推薦依頼につきましては、この後推薦の依頼を送付させていただきますので、御対応をお願ひしたいと思います。事務局からは以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。ということで、議題の3のその他までは終わりました。ということで、これをもちまして終了ということになりますが、最後に事務局で話しますけれども、取り敢えず皆さまの御協力により円滑な議事を進行することができました。私から御礼を申し上げます。それでは事務局の方にお返しいたします。

○事務局

はい、八木会長ありがとうございました。それでは以上をもちまして、令和6年度第1回小樽市環境審議会を閉会させていただきます。長時間に渡りどうもありがとうございました。

午前 11 時 28 分閉会

以 上